

令和5年全国労働衛生週間に事業場へ衛生部会委員が訪問しました

令和5年度の全国労働衛生週間の衛生部会委員による事業場訪問は、10月3日（火）～5日（木）の3日間に衛生部会委員と推薦団体と協会が各事業者団体から推薦のあった丸文商事さん、大和香林坊店さん、かないわ病院さん、東陽技研さん、谷口鋳金工業さん、アールビーコントロールズ鶴来工場さん、武久商店さ、北鉄白山バスさんの8事業場を訪問しました。

訪問委員からは次のような意見がありました。

- 社長の安全に対する改善意識が高く大変良かった。トップの安全衛生に対する意識が高い会社が多かったです。
- 保健師による個別面談で目標を設定し改善を図ったり、衛生管理者が個別に二次検査への勧奨をするなど、それぞれの企業が工夫をしていました。
- メンタル相談について、家族起因によるメンタル不調を勘案し、家族も含め相談可能。実際に月数件、相談実績あり。アルコールチェック、時間外管理など全てアプリを利用し、適正に管理されていることがよくわかりました。
- 職場環境改善に関する従業員からの要望とその対応策を社内掲示板に掲示し従業員へ周知している。
- 45hを超過する長時間労働者がゼロ。看護師が常駐。



深夜勤務など勤務体系も様々な中で就業管理やメンタル対応もしっかり対応されていると思います。

- 個人経営ながら翹づくりでの希少な地下ムロなど、伝承技術といえる業で日々望んでいる姿が印象に残りました。ムロの管理には酸欠という危険な状態にも出くわす可能性があり、小さな企業へ安全衛生を含め公的な手助けが出来ないかと思いました。
- 社員の健康管理がそのまま安全運行に直結していることを念頭に、会社トップから管理者及び運転士一人一人に至るまで全社一丸で取り組んでいることがひしひしと感じられました。またヒヤリハットを運行マップに表し、情報共有を図り、事故未然防止に取り組んでいる点が良いと感じました。



令和5年全国労働衛生週間事業場訪問10月実施ニュース

- 従業員が10名以上になった製造業は、安全衛生推進者の選任が必要なこと。
- 倉庫の中二階の墜落防止のロープや鎖などたるみ動くものは手すりとは認められないことなどが教示されていました。
- 粉体の研磨剤を用いるバレル研磨は、安衛法の特定粉じん作業になるので、密閉式のバレル研磨機であっても作業員の特別教育や機械の検査は必要に注意するのでしてほしい。(密閉式であってもふたを開ければ粉じんが出るので、マスク着用などは実行している旨回答があった。)
- 粉体の研磨剤を用いるバレル研磨は、ドラム形状のバレル容器に工作物、研磨石、コンパウンド、水を入れ、回転運動や振動を与えて研磨する加工法をバレル研磨といいます。このバレル容器が運動することで、工作物と研磨石が擦れ合い、工作物全体を研磨します。ですから、基本的には、湿潤な状態に保つための設備ということになります。
- 研磨剤を用いるバレル研磨は、定義上、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りする作業ではあるが、「特定粉じん発生源に係る措置」については、粉じん障害防止規則第4条に「事業者は、特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源について、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。」とある。粉体の研磨剤を用いるバレル研磨は、回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りする機械なのか、分かりません。

